

大阪高体連水泳専門部主催大会における感染拡大予防ガイドライン

令和2年7月29日
大阪高体連水泳専門部

【はじめに】

本ガイドラインは、日本水泳連盟が作成した「水泳競技会の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」を参考に作成しました。各校で周知・徹底を図っていただき、感染拡大防止に努めてください。遵守されない場合は、他の参加者の安全を確保する観点から、競技会参加を取り消したり、途中退場を求めたりすることがありますのでご了承ください。

なお、各大会会場における詳細な注意事項については別途 HP に2次要項掲載するので、大会前に必ず確認するようにしてください。

【選手・顧問が順守すべき事項】

1 入館前

- (1) 入館前2週間において、以下の事項に該当する場合は、入館を見合わせることに。
 - ・平熱を超える発熱
 - ・咳（せき）、のどの痛みなどの風邪の症状
 - ・だるさ（倦怠感）息苦しさ（呼吸困難）
 - ・臭覚や味覚の異常
 - ・体が重たく感じる、疲れやすい等の症状
 - ・新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触の有無
 - ・同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - ・過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航または当該在住者との濃厚接触がある場合
- (2) 「健康チェック表」に必要事項を記入し、顧問が持参すること。
- (3) 水泳用具・飲食物・ストレッチマット等は、専用の物を用意し共用しないこと。
- (4) 会場までの交通機関内で、マスクの着用、人との距離、座席間の距離、車内換気、会話などに留意すること。

2 水泳場

- (1) 入館から退館時までの全ての場面で、人との距離（できるだけ2m以上）をとって行動すること。（障がい者の誘導や介助を行う場合を除く）
- (2) 練習時に、各レーン内で待機する場合、スタート練習で並ぶ場合も距離を保つこと。
- (3) 選手控え場所・観覧席で、人との距離・座席間の距離を保つこと。
- (4) チームごとに、選手控え場所・観覧席の人数制限を周知し、徹底すること。
- (5) トレーナースベッドは、使用禁止とする。
- (6) 泳ぐとき以外はマスクを着用すること。（更衣室・招集所・選手控え場所・観覧席・プールサイド・トイレなど）
- (7) レース前にはずしたマスクは、服のポケットか袋に入れること。
（マスクは、選手イス・脱衣ボックスに直接置かない）
- (8) こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること。
- (9) 選手は、招集所での選手間の会話、レース後の選手間の会話を控えること。
- (10) 大きな声での会話をしないこと。応援をしないこと。顧問は、練習時の大きな声での指示、ホイッスルの使用を控えること。
- (11) 唾や痰を吐くことは極力行わないこと。
- (12) 飲食については、観覧席以外で行わないこと。
- (13) ドリンクの回し飲みはしないこと。
- (14) 飲みきれなかったドリンクは、自宅に持ち帰ること。
- (15) 選手は、自分のレース終了後、なるべく速やかに退館すること。

- (16) ミーティング等は控えること。
- (17) 競技会主催者・施設管理者が決めたその他の措置・指示について従うこと。

3 退館後

- (1) 退館後2週間以内に「新型コロナウイルス感染症を発症した」場合は、大阪高体連水泳専門部に対して、顧問が濃厚接触者の有無等について報告すること。

【主催者・施設管理者が実施すべき事項】

1 要項の準備について

- (1) 競技会要項・二次要項等で、感染拡大予防に関する下記の周知を行う。
 - 入館前2週間において以下の事項に該当する場合は、入館の見合わせを求めること。
 - ・平熱を超える発熱
 - ・咳（せき）、のどの痛みなどの風邪の症状
 - ・だるさ（倦怠感）息苦しさ（呼吸困難）
 - ・臭覚や味覚の異常
 - ・体が重たく感じる、疲れやすい等の症状
 - ・新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触の有無
 - ・同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - ・過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航または当該在住者との濃厚接触がある場合
- (2) 入場者の健康管理に関する「健康チェック表」を、事前に記入できるよう準備する。
- (3) 「健康チェック表」の管理方法・保管期間について確認する。
- (4) 受付場所での書面の記入や現金の授受等を避けるよう、事前に準備する。

2 施設の準備、対応について

- (1) 【選手・監督・コーチが順守すべき事項】および【主催者・施設管理者が実施すべき事項】について、施設内の適切な場所に掲示する。
- (2) 入場・待機・受付時の対応
 - ① 「選手の時間差入場」「待機人数の削減」「人との距離を考慮した目印」「競技役員と選手の入退場動線を分ける」等、密になる状況を避ける対策をとる。
 - ② 障がい者や高齢者など、入場者の特性に配慮して対応する。
 - ③ 「マスクの着用」「大声での会話」「対面姿勢での会話」等について注意する。
 - ④ 入場時に手指消毒液を使用させ、「健康チェック表」を確認し受理する。
 - ⑤ 必要に応じて非接触体温計を使用して発熱者を特定し、入場を制限する。
- (3) 洗面所・手洗い場所
 - ① 手洗い場には石鹸（ポンプ型が望ましい）を用意する。
 - ② 「手洗いは30秒以上」等の掲示をする。
 - ③ 手洗い後に使用するペーパータオル（使い捨て）を必要に応じて用意する。（利用者にマイタオルの持参を求めてもよい。布タオルや手指を乾燥させる設備については使用しないようにする）
 - ④ 手洗いが難しい場合は、アルコール等の手指消毒用薬を用意する。
 - ⑤ トイレの蓋を閉めてから汚物を流すよう表示する。
- (4) 更衣室・招集所・招集所前の待機スペース
 - ① 広さにはゆとりを持たせ、他の利用者と密になることを避ける。（障がい者の介助を行う場合を除く）
 - ② ゆとりを持たせることが難しい場合は、一度に入室する利用者の数を制限する等の措置をとる。

- ③ 招集所内の椅子の間隔を保ち、対面姿勢とならないように配置する。
 - ④ 招集所・招集所前の待機スペースでは、最少人数での選手待機とする。
 - ⑤ 室内またはスペース内で複数の入場者が触れると考えられる場所（ドアノブ・ロッカーの取手・テーブル・椅子等）については、こまめに消毒する。
 - ⑥ 換気扇を常に回す、出入り口のドアは開放する、換気用の窓をあける等、換気に配慮する。
 - ⑦ 招集所入口にアルコール等の手指消毒用薬を用意する。
 - ⑧ 更衣室のロッカーの使用は、利用後の消毒が都度可能な場合を除き、使用禁止とする。ドライヤーはエアロゾルが発生する恐れがあるため使用禁止とする。
 - ⑨ 招集所では案内板等を活用し、競技役員の手指示は必要最低限とする。
- (5) 練習時の対応
- ① 朝の練習時は、「時間帯を分ける」「使用レーンを分ける」など、密な状況避ける対策をとる。
 - ② 「各レーン内で待機する場合」「スタート練習で並ぶ場合」は、少なくとも1m以上の間隔を保つ、会話をしない等の指示をする。
 - ③ 選手に対して、泳ぐとき以外のマスク着用を周知する。
 - ④ 唾や痰を吐くことは極力行わない。
 - ⑤ 顧問等の大声での指導、ホイッスルの使用、コーチ同士の会話を控えるよう周知する。
- (6) 選手控え場所、観客席の対応
- ① 選手控え場所の適切な場所に、アルコール等の手指消毒用薬を準備する。
 - ② 選手控え場所はゆとりをもって設置する。
 - ③ マスクの着用、大声での会話を控え、応援を控えることを周知する。
- (7) 換気・水質
- ① 換気設備を適切に運転し、定期的に窓を開けて外気を取り入れる等の換気も行う。外気換気は循環空調とは異なることに注意する。
 - ② プールの水質基準を適切に管理するなど、関係法令等に従う。
- (8) ゴミの廃棄
- ゴミはすべて各自で持ち帰る。
- (9) 清掃・消毒
- ① 市販されている界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を用いて清掃する。
 - ② 各校で使用場所を消毒する。
- (10) 医務室の準備
- ① 十分な広さのある医務室を確保し、医師・保健師・看護師のいずれかを医務室に常駐させる。常駐が難しい場合は、医師・保健師・看護師にすぐに連絡がとれる体制にし、発熱者が発生した場合などに適切な対応ができるようにする。
 - ② 医療用個人防護具（フェイスシールド・ゴーグル・手袋・マスク・白衣など）を準備し、救護者や体調不良者の対応にはこれらを着用して行う。
 - ③ 発熱者が出た場合の隔離室または隔離できるテントなどを確保する。（適切な部屋が確保できない場合は、飛沫感染防止可能なカーテン、パーテーションなどで仕切ったコーナーを用意する。
- (11) 飲食について
- 選手および役員が食事を摂取する際には個別に摂取する。やむを得ない場合には十分な距離をとり、対面しないように摂取する。また食事中の会話は控えるようにする。
- (12) 開会式・閉会式・表彰式について
- 実施しない。
- (13) 競技終了後
- ① チーム全体で退館するのではなく、自分のレース終了後に個々に退館する。
 - ② ミーティング・懇親会等は行わないよう周知する。

3 競技役員について

- (1) 打ち合わせ事項については、HP 等で事前に周知する。
- (2) 当日の打ち合わせは必要最低限とし、電光掲示板等を活用する。
- (3) 注意事項については、競技役員控え場所に掲示する。
- (4) 競技役員椅子の配置（審判長・出発・泳法・折返・計時・記録・通告等）については、椅子の間隔を保つよう設置する。
- (5) 競技役員交代時の待機は短時間とし、密とならないようにする。
- (6) 競技役員の交代時に、トランシーバー・半自動グリップ・ストップウォッチ・マイクなどの消毒を行う。

4 全般的な対応

- (1) チェックリストについて、順守されているか定期的に巡回・確認する。
- (2) 必要な取り組みを適宜付加し、場内アナウンス・電光表示等で徹底を図る。
- (3) 障がい者や高齢者など、利用者の特性に配慮する。
- (4) 退場後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、主催者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告するよう周知する。報告後の対応については、施設管理者・自治体の衛生部局とあらかじめ検討しておく。